省　令

○農林水産省経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条及び第三百四十九条第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月一日

農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百六十八条第二項中「定める書面」の下に「（同項の届出書に第四項第四号ロに掲げる事項を記載する場合には、これらの書面に加え、主務大臣が定める書類）」を加え、同条第三項中「次項各号に掲げる事項」の下に「（同項第四号ロに掲げる事項を除く。）」を加え、「、あらかじめ」を「あらかじめ、同項第四号ロに掲げる事項に変更があるとき又は前項の主務大臣が定める書類の記載事項に重要な変更があるときは遅滞なく」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

四　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等である者にあっては次に掲げる事項

イ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する措置（同条第十項及び第十一項の規定により同条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定が適用されない取引に係るものを除く。）を講ずるに当たって、同条第七項の規定に基づき、店頭商品デリバティブ取引（同項第一号イに規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引（同条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。）に含めることとしている旨

ロ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する措置を講ずるに当たって、主務大臣が定める方法により同号イの潜在的損失等見積額を算出する場合にあっては、主務大臣が定める事項

別表第一一連の取引報告書の項記載事項の欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項記載上の注意の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等である特定店頭商品デリバティブ取引業者に該当する者は、この省令の施行後遅滞なく、この省令による改正後の商品先物取引法施行規則（以下「新規則」という。）第百六十八条第四項第四号に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書（同号ロに掲げる事項が記載されているものに限る。）には、新規則第百六十八条第二項の主務大臣が定める書類を添付しなければならない。

2　新規則第百六十八条第三項の規定は、前項の届出書又は書類の記載事項の変更について準用する。

○経済産業省令第八十六号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十六条第一項及び第四十一条第二項の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月一日

経済産業大臣　林　幹雄

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項各号列記以外の部分中「同等以上」の下に「の能力を有する」を加え、同条第三項中「第一項の表の第十号の項」を「第一項の表の第一号（火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発破場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）、第八号、第十号又は第十四号」に、「同表の第十号の項の上欄に定める作業に関し同項の」を「それぞれ当該各号の」に改め、「同等以上」の下に「の能力を有する」を加える。

第四十六条第一項の表第十三号の項中「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第八十七号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十一条第一項及び第十二条の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月一日　　経済産業大臣　林　幹雄

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第一項から第六項まで、第八項及び第九項」を「第十九条第一項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項」に改める。

第三十条第三項第三号ロ中「日本工業規格Ｍ〇二〇二（坑水・廃水試験方法）」を「日本工業規格Ｋ〇〇九四（工業用水・工業排水の試料採取方法）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融国家公安委員会庁告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、平成二十年国家公安委員会金融庁告示第一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月一日

国家公安委員会委員長　河野　太郎
金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。 アイスランド アイルランド	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第十五条第十一号の規定に基づき、次に掲げる国又は地域を指定し、同令の施行の日から適用する。 アイスランド アイルランド